

相続税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 国税庁長官は、障害者非課税信託申告書等について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとし、併せてこれらの用紙の大きさを変更することができることとする。（第8条、第31条関係）
- 2 この省令は、令和8年9月1日から施行することとする。（附則関係）